

2025年10月30日

執行役決定証明書

東京都港区港南1丁目7番1号
ソニーグループ株式会社
代表執行役 十時 裕樹

当社取締役会から委任された代表執行役の権限により、下記のとおり、
ストックオプション付与を目的とした当社普通株式を対象とする新株予
約権（日本円プラン）の発行を決定したことを証します。

記

1. 新株予約権の割当てを受ける者及び各割当対象者に対し割り当てる 新株予約権の数

別紙に記載の当社の執行役及び従業員ならびに当社子会社の取締役
その他の役員及び従業員（以下「対象者」という。）に対し、それぞれ
別紙に記載の数（以下「予定割当数」という。）の新株予約権を割
り当てる。ただし、対象者に対する予定割当数の新株予約権の割当
は、当該対象者が、当社との間で新株予約権割当契約（以下「割当契
約」という。）を締結することによって会社法第242条第2項の規定
に従い予定割当数の新株予約権の引受けの申込みを行うことを条件
とし、また、当該対象者が引受けの申込みを行った新株予約権の数が
予定割当数に満たない場合には、当該対象者に割り当てる新株予約権
の数は当該申込みが行われた新株予約権の数とする。

2. 新株予約権の総数

20,387個

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の
目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。
なお、新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式2,038,700
株とし、下記4により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株
式数に上記2記載の新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものと

する。

4. 付与株式数の調整

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 上記(1)の調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

5. 新株予約権と引換えに払い込む金銭の額

本新株予約権と引換えに払い込む金銭の額は、以下の②から⑦の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した、普通株式1株当たりのオプション価格に、付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qt}N(d_1) - Ke^{-rt}N(d_2)$$

$$d_1 = \frac{\ln(\frac{S}{K}) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

①普通株式1株当たりのオプション価格(C)

②株価 (S) : 2025年11月21日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）

③行使価額 (K) : 新株予約権の割当日の前10営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その金額が、新株予約権の割当日の前営業日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該割当日の前営業日の終値に相当する金額

- ④予想残存期間 (t) : 5.68 年間
- ⑤ボラティリティ (σ) : 5.68 年間 (2020 年 3 月 18 日から 2025 年 11 月 21 日まで) の各取引日における終値に基づき算出した株価変動率
- ⑥リスクフリーレート (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦配当利回り (q) : 1 株当たりの配当金 (2026 年 3 月期の予想配当金) \div 上記株価 (S)
- ⑧標準正規分布の累積密度関数: $N(\cdot)$

なお、対象者のうち当社の執行役及び従業員については、本新株予約権と引換えに払い込む金銭の額に予定割当数を乗じた金額の金銭による払込みに代えて、当該払込額に相当する額の当社が付与した報酬請求権をもって、また、当社子会社の取締役その他の役員及び従業員については、当該子会社より当該払込額に相当する額の報酬請求権を付与し、当社が当該子会社から当該報酬請求権に係る支払い債務を引き受けたうえで当該報酬請求権をもって、それぞれ相殺することにより新株予約権の払込みがなされるため、付与時に金銭の払込みは行われない。ただしこれらの報酬請求権は、対象者が当社との間で割当契約を締結することを条件として付与するものとする。

6. 新株予約権の割当日

2025 年 11 月 25 日

7. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025 年 11 月 25 日

8. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転する株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。行使価額は、当初、新株予約権の割当日の前 10 営業日（終値のない日を除く。）の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均の金額（1 円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その金額が、新株予約権の割当日の前営業日の終値（当該日に

終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該割当日の前営業日の終値に相当する金額とする。

9. 行使価額の調整

- (1) 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & = & \text{調整前} \\ \text{行使価額} & & \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}} \end{array}$$

- (2) 上記(1)の行使価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、行使価額は当社が適切と考える方法により調整されるものとする。

- ① 合併、会社分割(新設分割もしくは吸収分割)又は資本金の額の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② 上記①のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 本号①②のほか、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とするとき。

10. 新株予約権を行使することができる期間

2026年11月25日から2035年11月24日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。また、行使期間内であっても、下記11及び12各号に記載の制限に服するものとする。

11. 新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。

12. その他の新株予約権の行使の制限

上記 11 のほか、割当契約にもとづき、新株予約権の行使は以下の制限を受ける。

- (1) 対象者に割り当てられた新株予約権の総数の三分の一（端数は切り捨てる。）は当該対象者に適用ある新株予約権の行使可能期間の開始日（以下「行使可能期間開始日」という。）以降行使請求可能（以下「第一次行使請求可能部分」という。）となり、かかる総数から第一次行使請求可能部分を控除したものの二分の一（端数は切り捨てる。）は 2027 年 11 月 25 日以降行使請求可能（以下「第二次行使請求可能部分」という。）となり、かかる総数から第一次行使請求可能部分及び第二次行使請求可能部分を控除した残余は 2028 年 11 月 25 日以降行使請求可能となる。
- (2) 対象者が、次の各号のいずれかに該当したことにより、当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とし、当社と併せて以下「当社グループ会社」という。）の取締役、執行役又は従業員のいずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使は、それぞれ次の各号に定めるところによるものとする。ただし、いずれの場合も当該対象者に適用ある新株予約権の行使可能期間を超えて新株予約権を行使することはできない。
 - ① 対象者が、当社又は当社グループ会社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受けた場合又は解任された場合。
対象者は、地位を喪失した日（以下「地位喪失日」という。）以後、新株予約権を行使することができない。
 - ② 対象者が、死亡により地位を喪失した場合。
対象者の相続人は、下記(4)に従うことを条件として、地位喪失日において、上記(1)にもとづき行使請求が可能となっている新株予約権（以下「行使可能新株予約権」という。）については、当該地位喪失日から 1 年を経過する日まで、これを行使することができ（当該行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときには、その前営業日を最終日とする。）、地位喪失日において、上記(1)にもとづき行使請求が可能となっていない新株予約権（以下「行使不能新株予約権」という。）については、当該地位喪失日以後、これを行使することができない。ただし、当社が行使不能新株予約権の行使を認めた場合、地位喪失日（地位喪失日が行使可能期間開始日

前の日である場合は、行使可能期間開始日とする。)において行使不能新株予約権のすべてが行使可能となり、対象者の相続人は、下記(4)の規定に従い、地位喪失日から1年を経過する日まで、行使不能新株予約権を行使することができる(当該行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときには、その前営業日を最終日とする。)。

③ その他の事由により、対象者が地位を喪失した場合。

対象者は、行使可能新株予約権については、地位喪失日から1年を経過する日まで、これを行使することができ(当該行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときには、その前営業日を最終日とする。)、行使不能新株予約権については、当該地位喪失日以後、これを行使することができない。ただし、当社が行使不能新株予約権の行使を認めた場合、地位喪失日(地位喪失日が行使可能期間開始日前の日である場合は、行使可能期間開始日とする。)において行使不能新株予約権のすべてが行使可能となり、対象者は、地位喪失日から1年を経過する日まで、行使不能新株予約権を行使することができる(当該行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときには、その前営業日を最終日とする。)。

(3) 対象者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合、対象者は新株予約権を行使することはできない。

- ① 対象者が、当社又は当社グループ会社と競業関係にある会社の役員、従業員又はコンサルタントに就き、かつ、本件につき指定された当社代表執行役1名において、当該対象者に割り当てた新株予約権の行使を認めない旨の決定がされた場合。
- ② 対象者に当社又は当社グループ会社に対する背信行為があったものと認められる場合。
- ③ 対象者が、割当契約の規定に違反した場合。

(4) 対象者が死亡した場合には、対象者の相続人は、割当契約の規定及び別途当社の定める条件に従い、未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができる。ただし、対象者が、当社所定の書面により、当社に対し、相続人による新株予約権の行使を希望しない旨を事前に届け出ていた場合には、相続人は新株予約権を行使することができない。なお、対象者が②を除く上記(2)各号の規定に定める事由により地位を喪失した後に死亡した場合には、対象者の相続人は、対象者が同各号の規定により行使できる範囲内で、対象者の地位喪失日から同各号に定める行使可能期間を経過

する日までの間、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、いずれの場合も当該対象者に適用ある新株予約権の行使可能期間を超えて行使することはできない。

- (5) 当社が当事者となる会社組織に関する一定の取引又は手続が行われる場合には、割当契約に定めるところにより、当社の選択に従って新株予約権の行使が制限されることがある。
- (6) 対象者が租税特別措置法第 29 条の 2 に規定する課税の特例措置の適用を受けようとする場合には、割当契約に定めるところにより、新株予約権の行使が制限される。

13. 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

14. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当契約の規定にもとづく制限に服するものとする。

15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

以 上